

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月4日

岩手県人事委員会

委員長 及 川 卓 美

岩手県人事委員会規則第30号

職員の特殊勤務手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和31年岩手県人事委員会規則第65号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 短時間勤務職員について、徴税手当の支給される事務に従事した場合における第2条第2項第1号ただし書に規定する額は、当該額に勤務時間等条例第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第31条 短時間勤務職員について、この規則の規定による月額で支給される特殊勤務手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の特殊勤務手当の額とする。前条第2項の規定を適用した場合に得られる額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>	<p>(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の手当等の額)</p> <p>第30条 給与条例第6条の2第1項及び給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)並びに給与条例第29条第2項第2号及び給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。)について、次に掲げる特殊勤務手当の支給される事務、業務若しくは作業に従事した場合又は公署に勤務した場合における当該手当の額は、この規則の規定により受けるべき額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成6年岩手県条例第57号。以下この条において「勤務時間等条例」という。)第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、徴税手当の支給される事務に従事した場合における第2条第2項第1号ただし書に規定する額は、当該額に勤務時間等条例第2条第2項から第4項まで又は給与等条例第26条第2項から第4項までの規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</p> <p>(端数計算)</p> <p>第31条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、この規則の規定による月額で支給される特殊勤務手当の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の特殊勤務手当の額とする。前条第2項の規定を適用した場合に得られる額に1円未満の端数があるときも、同様とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第2条 職員の任用に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</p> <p>(8) 任期付短時間勤務職員をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</p> <p>(9) [略]</p>	<p>(選考により採用できる職)</p> <p>第14条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考によることができる。この場合においては、法第17条第3項ただし書に規定する人事委員会の承認があったものとみなす。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。<u>以下「育児休業法」という。</u>)第6条第1項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</p> <p>(8) <u>育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員又は</u>任期付短時間勤務職員をもって補充しようとする職で、選考による採用について人事委員会の定める基準を満たすもの</p> <p>(9) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(産業教育手当に関する規則の一部改正)

第3条 産業教育手当に関する規則(昭和32年岩手県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第41条の2第1項の人事委員会規則で定める教頭、教諭、助教諭及び講師(常勤の職員及び条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))に限る。)は、農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任し、かつ、次の各号のいずれかに該当しない者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(支給額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 短時間勤務職員について、前項の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p>	<p>(支給範囲)</p> <p>第2条 条例第41条の2第1項の人事委員会規則で定める教頭、教諭、助教諭及び講師(常勤の職員、<u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>(以下「<u>育児短時間勤務職員等</u>」という。))及び条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員(以下「短時間勤務職員」という。))に限る。)は、農業、水産又は工業に関する課程において、実習を伴う農業、水産又は工業に関する科目を主として担任し、かつ、次の各号のいずれかに該当しない者とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(支給額)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>2 <u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員</u>について、前項の規定による産業教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の産業教育手当の月額とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の特別調整額に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあっては、<u>その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p>	<p>(支給額)</p> <p>第3条 前条第1項に規定する職を占める職員のうち、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）以外の職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の給料の特別調整額欄に定める額（<u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）にあってはその額に同項に規定する算出率（以下「算出率」という。）を、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項の規定に基づき採用された職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>）とする。</p> <p>2 前条第1項に規定する職を占める職員のうち再任用職員に支給する給料の特別調整額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の給料の特別調整額欄に定める額（条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、<u>育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第5条 管理職手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(指定する職及び支給額)</p> <p>第2条 [略]</p>	<p>(指定する職及び支給額)</p> <p>第2条 [略]</p>

2 条例第28条の3第2項の規定により別表に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表の支給額欄に定める額（条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 条例第28条の3第2項の規定により別表に掲げる職を占める職員に支給する管理職手当の月額、同表の支給額欄に定める額（条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあってはその額に同項に規定する算出率を、条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあってはその額に条例第26条第3項又は第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（定時制通信教育手当に関する規則の一部改正）

第6条 定時制通信教育手当に関する規則（昭和35年岩手県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（端数計算）</p> <p>第5条 条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員について、条例第41条第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>	<p>（端数計算）</p> <p>第5条 <u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等及び</u>条例第29条第2項第2号に規定する短時間勤務職員について、条例第41条第2項の規定による定時制通信教育手当の月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の定時制通信教育手当の月額とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

（初任給調整手当に関する規則の一部改正）

第7条 初任給調整手当に関する規則（昭和36年岩手県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額とする。この場合において、第3条第1号、第2号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期</p>	<p>第6条 初任給調整手当の支給期間は35年とし、その月額は職員の区分及び採用の日又は第4条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（<u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u>にあっては<u>、その額に同項に規定する算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。</u>）とする。この場合において、第3条第1号、第2号又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員で、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年）を超えることとなるもの（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年</p>

<p>間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>内の職員を除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は第4条第1号若しくは第2号に規定する職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)</p> <p>第8条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年岩手県人事委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。</p>	

改正前	改正後
<p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた</p>	<p>第3条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 <u>次の各号に掲げる職員に対する第2項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等(以下「育児短時間勤務職員等」という。)以外の職員であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p>(2) <u>育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 同項(前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。)中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。</u></p> <p>(3) <u>育児短時間勤務職員等であつて、第2項各号に定める日において育児短時間勤務職員等であったもの 同項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。</u></p> <p>(特地勤務手当に準ずる手当)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 条例第30条の3第1項の規定による特地勤務手当に準ずる手当の月額は、同項に規定する異動又は公署の移転の日(職員が当該異動によりその日前1年以内に在勤していた</p>

公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。次項において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

[略]

3 [略]

公署に勤務することとなった場合（人事委員会が定める場合に限る。）には、その日前の人事委員会が定める日。以下この条において同じ。）に受けていた給料及び扶養手当の月額合計額に、次の表の左欄に掲げる期間等の区分に応じ、同表の右欄に掲げる支給割合を乗じて得た額（その額が現に受ける給料及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た額を超えるときは、当該額）とする。

[略]

3 [略]

4 次の各号に掲げる職員に対する第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

(1) 育児短時間勤務職員等以外の職員であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額及び同日に受けていた」とする。

(2) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等以外の職員であったもの 第2項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額に条例第6条の2第1項に規定する算出率を乗じて得た額及び」とする。

(3) 育児短時間勤務職員等であって、条例第30条の3第1項に規定する異動又は公署の移転の日において育児短時間勤務職員等であったもの 第2項中「受けていた給料及び」とあるのは、「受けていた給料の月額を同項に規定する異動又は公署の移転の日における条例第6条の2第1項に規定する算出率で除して得た額に当該数を乗じて得た額及び同日に受けていた」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

（義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正）

第9条 義務教育等教員特別手当に関する規則（昭和50年岩手県人事委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（給与条例第	(義務教育等教員特別手当の月額) 第4条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（ <u>給与条例第</u>

29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）第2条第2項又は第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1)～(6) [略]

6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあってはその額に当該各項に規定する算出率を、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員にあってはその額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第2条第3項若しくは第4項又は給与等条例第26条第3項若しくは第4項の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間等条例第2条第1項又は給与等条例第26条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

(1)～(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部改正)

第10条 一般職の任期付研究員の採用等に関する規則（平成12年岩手県人事委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤務時間帯が割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）の時間帯とする。</p> <p>第12条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）</u>第10条に規定する年末年始の休日</p> <p>(3)・(4) [略]</p>	<p>(勤務時間帯が割り振られたものとみなす時間帯等)</p> <p>第11条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める時間帯は、午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時15分から午後1時までを除く。）の時間帯<u>（条例第7条第2項に規定する育児短時間勤務職員等</u>にあっては、<u>同項に規定する育児短時間勤務等の内容に従った時間帯（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号。以下「勤務時間等条例」という。）第6条第1項の規定に基づき休憩時間を置かなければならない場合にあっては、当該休憩時間を除く。）</u>）とする。</p> <p>第12条 条例第7条第2項の人事委員会規則で定める日は、次に掲げる日とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>勤務時間等条例第10条</u>に規定する年末年始の休日</p> <p>(3)・(4) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則)

第11条 短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則（平成13年岩手県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
短時間勤務職員の給料月額等の端数計算に関する規則	<u>育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員の給料月額</u>

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第7条の2及び第38条並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条の規定に基づき、給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額等の端数計算)

第2条 短時間勤務職員について、給与条例第6条の2第1項若しくは第2項又は給与等条例第7条の2第1項若しくは第2項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(教職調整額の端数計算)

第3条 短時間勤務職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

等の端数計算に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第6条の2及び第44条、市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「給与等条例」という。）第7条の2及び第38条並びに義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年岩手県条例第47号。以下「特別措置条例」という。）第3条の規定に基づき、給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等（以下「育児短時間勤務職員等」という。）及び給与条例第29条第2項第2号又は給与等条例第24条第2項第2号に規定する短時間勤務職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額等の端数計算に関し必要な事項を定めるものとする。

(給料月額等の端数計算)

第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

(1) 育児短時間勤務職員等 給与条例第6条の2第1項又は給与等条例第7条の2第1項

(2) 短時間勤務職員 給与条例第6条の2第2項若しくは第3項又は給与等条例第7条の2第2項若しくは第3項

(教職調整額の端数計算)

第3条 育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員について、特別措置条例第3条第1項の規定による教職調整額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の教職調整額とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第12条 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第31号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる	附 則 1・2 [略] 3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる

職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1)・(2) [略]

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。）第4条第1項第5号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア・イ [略]

(4) [略]

4 [略]

職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1)・(2) [略]

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった職員（施行日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員を除く。） 施行日の前日に当該場合に該当することとなったとした場合（次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職員となった者にあつては、施行日の前日に新たに給料の調整額適用職員となり、同日に次に掲げる場合に該当することとなったとした場合）に同日にその者に適用されることとなる給料表、職務の級及び号給を基礎として改正前の規則第2条の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額。ただし、施行日以後に一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則等の規定による給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（平成18年岩手県人事委員会規則第42号。以下「給料の経過措置規則」という。）第4条第1項第6号に掲げる場合に該当することとなった職員にあつては、人事委員会の定める額

ア・イ [略]

(4) [略]

4 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第13条 給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則
1 [略] (経過措置)	1 [略] (経過措置)
2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第26条の規定により給料の特別調整を行う職を占める職員のうち、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を	2 一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「条例」という。）第26条の規定により給料の特別調整を行う職を占める職員のうち、この規則による改正後の給料の特別調整額に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の規定による給料の特別調整額が経過措置基準額（ <u>条例第6条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等</u> にあつては、 <u>当該経過措置基準額に同項に規定する算出率を乗じて得た額</u> ）に達しないこととなる職員には、当該給料の特別調整額のほか、当該給料の特別調整額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に

<p>給料の特別調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>	<p>掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3・4 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

(管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第14条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第28条の3の規定により管理職手当が支給される職を占める職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号。以下「条例」という。）第28条の3の規定により管理職手当が支給される職を占める職員のうち、この規則による改正後の管理職手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第2条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額 <u>（条例第7条の2第1項に規定する育児短時間勤務職員等にあつては、当該経過措置基準額に同項に規定する算出率を乗じて得た額）</u> に達しないこととなる職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、平成20年1月1日から施行する。